資料２

遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示について

令 和 ７ 年 ６ 月 ２ ０ 日
千葉県農林水産部水産局水産課

令和 5 年以降、主に秋期の夜間の干潮時に木更津地先の干潟に入り、たも網等でがざみ類を採捕する遊漁者が急増しています。
遊漁者が入っている干潟は地元漁協が管理している漁業権漁場であり、漁業権管理に支障が生じていることやがざみ類の資源保護上も懸念があることから、海区漁業調整委員会指示による規制を行うこととします。

１　背景

●令和 5 年以降、主に 9 月～11 月の夜間の干潮時に木更津地先（金田・牛込地区）の干潟（共同漁業権漁場内）に入り、たも網等でがざみ類を採捕する外国人の遊漁者が急増している。

●地元漁協からは、①夜間に大勢の人が無断で漁業権漁場に入るのは漁場の管理上、迷惑行為であること、②がざみ類は地元漁業者が昔から刺し網や底びき網で漁獲しており、多くの遊漁者ががざみ類を採捕すれば資源への影響も懸念されることから、遊漁者の採捕を規制してほしい旨の要望があった。

●遊漁者によるがざみ類の採捕は漁業関係法令に抵触せず、密漁には当たらないが、令和 5 年に報道等でも大きく取り上げられるほど、地元で大きな問題となっている。

⇩

県では、現場の実態を把握するため、地元漁協及び木更津市と連携して、令和 6 年度に遊漁者の採捕実態を調査した。

２　遊漁者の採捕実態の調査結果（詳細は資料２－別紙）

●8～12 月にがざみ類を採捕していた遊漁者は、延べ約 740 人と推定。
（1 日最大約 50 人で、ほとんどが外国人遊漁者）

●遊漁者による採捕量は 0.45 トンと推定。
（漁業者による漁獲量 2～4 トンの約 1～2 割に相当）

⇩

令和 6 年度も多くの遊漁者が確認され、今後もこうした状況が継続して、漁業調整上も問題となるおそれがあることから、県としては、何らかの規制を設ける必要があると判断した。

３　規制方法の検討

規制方法	検討内容	適否
漁業権 （第 1 種共同漁業権）	がざみ類は国の指定する定着性の水産動物になっていないことから第 1 種共同漁業権の対象種には設定できない。 【参考】漁業法第 60 条第 5 項第 1 号 第 1 種共同漁業　藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動植物を目的とする漁業 （定着性の水産動植物の例：うに、なまこ、たこ、いせえび、餌むし等）	×
漁業調整規則	一般的、固定的に制限又は禁止すべき事項を規定するもので、今回のような事案への対応はなじまない。 【参考】漁業調整委員会の指示について（S25 水産庁長官通知抜粋） 一般的、固定的に制限又は禁止すべき事項は漁業調整規則で規定すべき	△
漁業調整委員会指示	随時的・局所的な漁業調整が可能であり、今回の事案への対応として適当。 【参考】漁業調整委員会の指示について（S25 水産庁長官通知抜粋） 固定的で融通性の乏しい漁業権、漁業調整規則などでは満たし得ない随時的局部的な漁業調整が可能	○
海面利用協議会推奨ルール （本県では、水産振興審議会海面利用調整部会）	推奨ルールは、地元で定着しているルールが基本となるが、今回の事案は遊漁者の大部分が地元外の外国人遊漁者でありルールとして定着していない。また、罰則もないため問題の解決につながらない可能性が高い。 【参考】海面利用協議会等の設置（H6 水産庁長官通知抜粋） 各地域の実情に即しつつ漁業と海洋性レクリエーションとの海面の利用に関する事項の調整・解決を図るため、海面利用協議会等を設置	△

⇩

「漁業調整委員会指示」による規制が最も適当と考えられる。

４　漁業調整委員会指示による規制の妥当性の検討

海区漁業調整委員会指示の目的（漁業法第 120 条抜粋）
海区漁業調整委員会は、
「①水産動植物の繁殖保護」、「②適切な漁業権・入漁権の行使」、「③漁場の使用に関する紛争の防止」、「④その他漁業調整のため」に必要があると認めるときは関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止など必要な指示をすることができる。

今回の事案

⑴　地元漁協は秩序維持などのため第１種共同漁業権の漁場においては、行使規則等により夜間の操業を禁止している。また、この漁場は「潮干狩り」や「すだて漁業」に利用されているほか、貝類資源の保護のために囲い網等も設置されている。
　このため、夜間に多数の遊漁者が無断で漁場内に立ち入ることになれば、漁業権者による漁場の管理上の支障をきたすことになる。
⇒上記③に該当

⑵　遊漁者の採捕量は漁業者による漁獲量の 1～2 割に相当し、年によっては漁業者による刺し網や小型底びき網による年間の漁獲量に匹敵する。今後も採捕が続けば、資源への影響も無視できない。
⇒上記①に該当

⇩

今回の事案は指示の目的にも合致することから、漁業調整委員会指示による規制が妥当と考えられる。

５　漁業調整委員会指示（案）の概要

今回の事案は漁業権漁場に多数の遊漁者が立ち入ることによって起きているものであり、その防止のために必要最小限の規制とし、遊漁者に対し過度な規制にならないよう留意。

⑴　採捕の制限

ア　制限する区域
　現時点で問題が起きている共第 2 号及び共第 3 号において採捕を制限する。

イ　制限する期間
　今回の事案は令和 5 年以降に突発的に起きたものであり、今後、遊漁者の採捕実態が変わることも想定されるため、随時内容を見直すことができるよう 1 年以内の指示とする。
　期間は、夜間干潮となって干潟に遊漁者が入り、がざみ類を採捕できる 9～11 月の採捕を禁止する。
　なお、夜間干潮となり干潟に入れる日が少ない 8 月、遊漁者が確認できなかった 12 月は、制限する期間から除外する。

ウ　制限する時間帯

夜行性のガザミ類が容易に採捕できるのは夜間に限られる。また、日中に釣りで採捕されることもあるが、日中の釣りは問題となっていないため夜間の採捕禁止とする。

夜間の採捕の禁止に係る調整規則等の規定については、水産庁は取締り上の観点から時刻で定めることが望ましいとしているため、本指示についても夜間を時刻で定め、午後5時から翌午前5時までとする。

エ　がざみ類の種類

採捕の実態が確認されたがざみ、たいわんがざみ及びいしがにとする。

⑵　適用除外

従前から適法に営まれている漁業や試験研究は規制対象から除外する。

ア　知事許可漁業（小型機船底びき網、固定式刺し網）

イ　第2種共同漁業権漁業（固定式刺し網、すだて）

ウ　試験研究機関が試験研究のため採捕する場合

６　スケジュール

令和７年３～４月　パブリックコメント

令和７年５月　　海区漁業調整委員会で指示案を審議

令和７年６月　　海面利用調整部会に諮問

令和７年７月　　委員会指示発出

令和７年７～８月　周知期間（約２か月）

令和７年９月～　　委員会指示による規制開始

【参考】遊漁者によるがざみ類採捕に関係する他県の規制事例

県	規制方法	概要	備考
福井県	漁業調整委員会指示	福井県沖合海域において①5～6 月の間、がざみの採捕を禁止、②大きさを制限（甲幅 13cm 未満採捕禁止）	・規制の対象は漁業者を含む
岡山県		繁殖保護のため、①特定区域において 9～12 月の間、がざみの採捕を禁止、②全域で大きさを制限(全甲幅 15cm 未満採捕禁止)	
山口県		特定区域においてがざみの採捕を禁止	
熊本県		資源保護のため、不知火海において 6 月の間、たも網及びすくい網によるがざみの採捕を禁止	
福岡県	広域漁業調整委員会指示	資源保護のため、有明海において 6/1～6/15 の間、たも網その他すくい網によるがざみの採捕を禁止	
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
福井県	漁業調整規則（遊漁者等の漁具漁法の制限）	海面において照明器具を使用した徒手採捕による水産動植物の採捕を禁止	・水産動植物全般が規制の対象 ・規制の対象は遊漁者のみ
愛知県		海面において火光を利用したたも網による水産動植物の採捕を禁止	
兵庫県		海面において火光を使用したたも網、投網、熊手等による水産動植物の採捕を禁止	
徳島県		海面において火光を利用したたも網及びさ手網、やす及びは具による水産動植物の採捕を禁止	
愛媛県		海面において火光その他照明を利用したたも網及びさ手網、やすによる水産動植物の採捕を禁止	
高知県		海面において火光その他照明を利用したたも網及びさ手網、やすによる水産動植物の採捕を禁止	
福岡県		海面において照明を利用したたも網及びさ手網による水産動植物の採捕を禁止	

木更津地先における遊漁者によるがざみ類の採捕実態調査

１　調査内容等

（１）調査期間　令和６年８月～12 月

（２）調査場所　共第２、３号の区域

（３）調査項目

	項目	内容	実施者
①	遊漁者数（人／日）	夜間干潟に入ってがざみ類を採捕している遊漁者数を計数（4～5 回／月程度）	漁協
②	採捕量（ｋｇ／日・人）	現場で遊漁者１人当たりの採捕重量及び採捕個体数を調査（1 回／月程度）	県・市・漁協
③	夜間干潮となり干潟に入ることができる日数	潮見表から夜間潮位が 90cm 以下（実態を踏まえた値）になる日数をカウント（図１）	
④	その他	県職員が漁協立ち会いのもと、たも網によるサンプリング調査を実施（種類、大きさ、抱卵個体などを把握）	県・漁協

（４）遊漁者の採捕実態把握

・遊漁者数（人）＝①×③　（月ごとに算出）

・遊漁者へのアンケート（図２）

（５）遊漁者の採捕量推定

・遊漁者の採捕量（ｋｇ）＝①×②×③

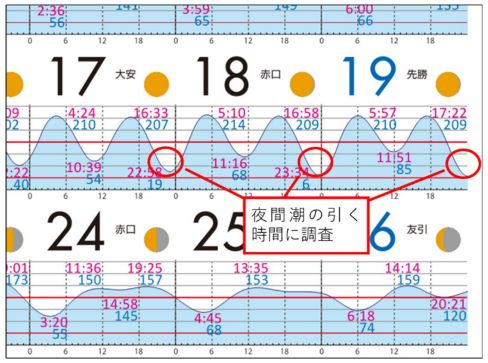

図１　潮見表の一例

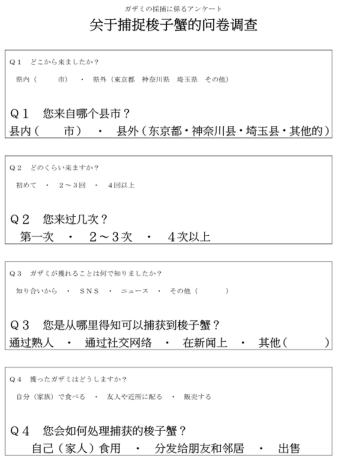
ガザミの採捕に係るアンケート

矢于捕捉梭子蟹的问卷调查

Q１　どこから来ましたか？

県内（　　市）　・　県外（東京都　神奈川県　埼玉県　その他）

Q１　您来自哪个县市？

县内（　　市）　・　县外（东京都・神奈川县・埼玉县・其他的）

Q２　どのくらい来ますか？

初めて　・　２～３回　・　４回以上

Q２　您来过几次？

第一次　・　２～３次　・　４次以上

Q３　ガザミが獲れることは何で知りましたか？

知り合いから　・　ＳＮＳ　・　ニュース　・　その他（　　）

Q３　您是从哪里得知可以捕获到梭子蟹？

通过熟人　・　通过社交网络　・　在新闻上　・　其他（　　）

Q４　獲ったガザミはどうしますか？

自分（家族）で食べる　・　友人や近所に配る　・　販売する

Q４　您会如何处理捕获的梭子蟹？

自己（家人）食用　・　分发给朋友和邻居　・　出售

図２　アンケート

２　調査結果

（１）遊漁者の採捕実態

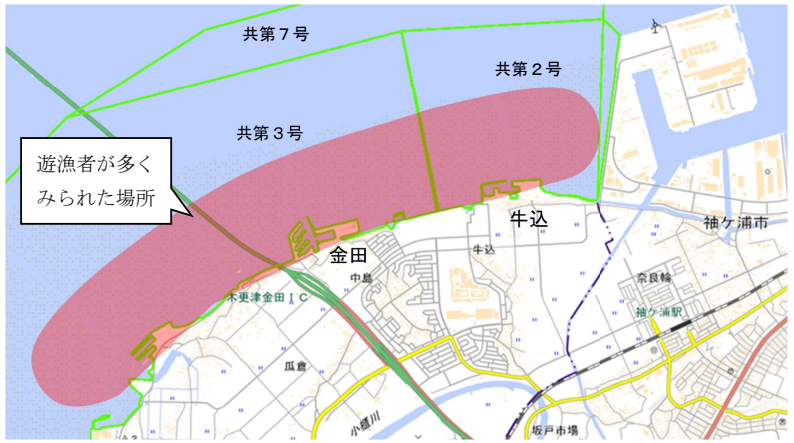

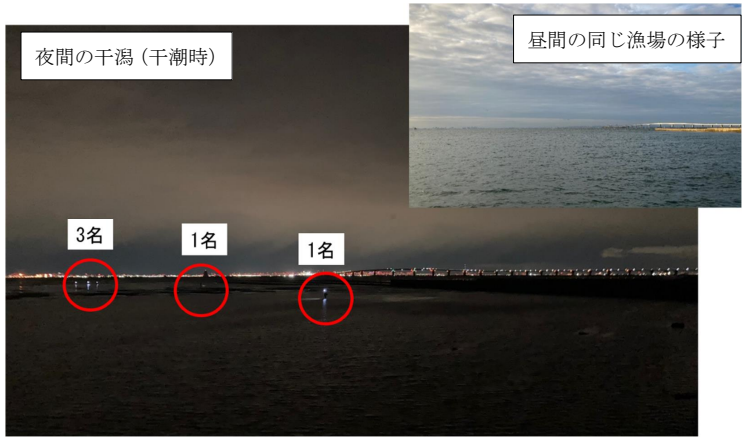

ア　遊漁者数

調査回数	24 回
夜間干潮となり干潟に入ることができる日数 ※全 153 日　荒天は除く・・・・・・・・・・・・・③	78 日
遊漁者延べ人数・・・・・・・・・・・・①×③	736 人
１日当たり最大人数（人）	46 人

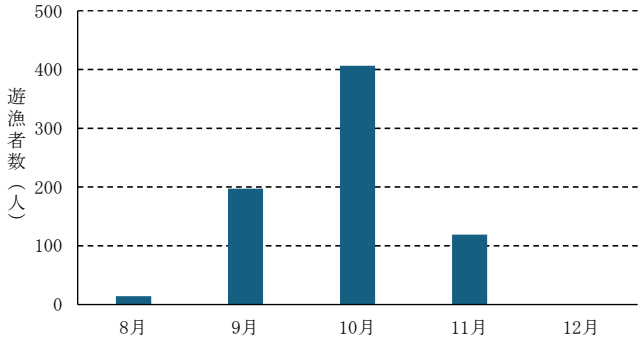

図３　令和６年における遊漁者数の月別推移

イ　遊漁者へのアンケート

・現場で声掛けしたところ、８組（19 人）から回答が得られた。
・遊漁者の全てが外国人であった。
・遊漁者の大部分が県外から車で来て漁港・路肩に駐車し、干潟に入り採捕を行っていた。
（アクアライン出口に近く、アクセスが容易であり、干潟に入りやすい場所となっている。）
・知り合いからの情報や、ニュースでがざみ類が採捕できることを知って来ていた。
・遊漁者の大部分は自家消費を目的に採捕していた（販売目的で採捕する者はいなかった）。

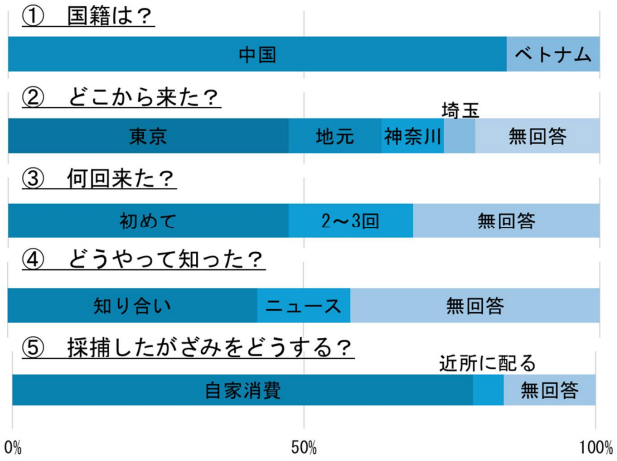

図４　遊漁者へのアンケート結果

（２）遊漁者の採捕量

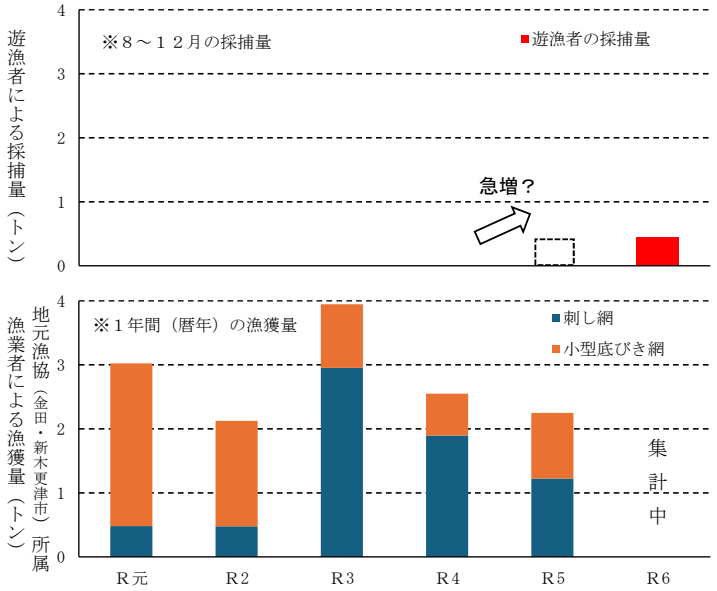

図５　遊漁者による採捕量及び地元漁業者による漁獲量

・遊漁者の採捕量は約 0.45 トンと推定
①×②×③＝遊漁者延べ人数×1 人 1 日当たり採捕量※＝736 人×0.61 kg/人・日＝449kg
※4 組 10 人の平均採捕量（尾数では 4～19 尾）を計測
・これは、漁業による漁獲量の 1～2 割に相当し、年によっては刺し網又は小型底びき網の年間の漁獲量に匹敵する場合もあった。

（３）その他

・種　類・・・がざみ類はたいわんがざみが主体で、がざみのほか、いしがにも採捕されていた。なお、国の研究機関が牛込地区における刺し網の漁獲物を調査した結果でもがざみよりたいわんがざみが多かった。
・大きさ・・・遊漁者の採捕していた大きさは約 80～180g/個体であり、刺し網の漁獲物（50g～200g/個体が主体）と比べ、大きな差はみられなかった。
・抱卵個体・・10 月末に実施した県職員によるサンプル調査では抱卵個体は確認できなかった。これは産卵期が春から夏であるためと考えられた。